

# 相双管内における景観法及び福島県景観条例に基づく 届出又は事前協議が必要な行為について

福島県は、景観行政団体(福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、喜多方市、二本松市、大玉村、三春町、南会津町)を除く、県土全域が福島県景観計画区域に指定されております。

(※景観行政団体では、団体ごとに景観計画区域を指定しております)

相双管内は全域が福島県景観計画区域に指定されておりますので、下記の規模を超える行為を行う場合には、行為場所に関わらず届出又は事前協議が必要となります。

## ○届出又は事前協議が必要となる行為とその規模(いずれかに該当で必要)

届出対象行為		届出を要する規模	事前協議を要する規模
建築物の新築又は移転		<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ13m超</li> <li>建築面積1,000㎡超</li> </ul>	
建築物の増築若しくは改築、外見を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (建築物の屋根又は屋上に太陽光発電設備を設置する行為を含む)		<ul style="list-style-type: none"> <li>上記に掲げる規模の建築物において、当該行為に係る床面積又は面積の合計が10㎡超</li> <li>当該行為によって上記に掲げる規模となるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ31m超</li> <li>延べ面積15,000㎡超</li> </ul>
工作物の新設又は移転	① 擁壁、垣(生垣を除く)、さく、塀その他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ5m超</li> </ul>	高さ31m超
	② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(⑤に掲げるものを除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ13m超</li> </ul>	
	③ 煙突、排気塔その他これらに類するもの		
	④ 電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの		
	⑤ 電気供給のための電線路又は優先電気通信のための路線の支持物	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ20m超</li> </ul>	
	⑥ 高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナ、野立型の太陽光発電設備その他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ13m超</li> <li>築造面積1,000㎡超</li> </ul>	
	⑦ 観覧車、ジェットコースター、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設		
	⑧ コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設		
	⑨ 自動車の駐車のために供する立体的な施設		
	⑩ 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設		
	⑪ ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設		
	⑫ 彫像、記念碑その他これらに類するもの		
工作物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		<ul style="list-style-type: none"> <li>上記①から⑫までに掲げる規模の工作物において、当該行為に係る築造面積又は面積の合計が10㎡超</li> <li>当該行為によって上記届出を要する規模となるもの</li> </ul>	
開発行為(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為)		<ul style="list-style-type: none"> <li>面積3,000㎡超</li> <li>法面高さ5m超かつ延長10m超</li> </ul>	/
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		<ul style="list-style-type: none"> <li>面積3,000㎡超</li> <li>法面高さ5m超かつ延長10m超</li> </ul>	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ3m超</li> <li>堆積の用に供される土地の面積500㎡超</li> </ul>	
水面の埋立て又は干拓		<ul style="list-style-type: none"> <li>面積3,000㎡超</li> <li>法面高さ5m超かつ延長10m超</li> </ul>	